市第30号議案

有料道路に係る許可事項の変更

次のように有料道路に係る許可事項の一部を変更することについて、国土交通大臣に許可申請するものとする。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

- 1 有料道路名横浜ベイブリッジ歩行者道
- 2 変更する許可事項
 - (1) 路線名

「市道生麦方面スカイ・ウォーク」を「市道スカイ・ウォーク」に変更する。

(2) 料金の徴収期間

「供用開始の日から25年間」を「供用開始の日から平成22年 9月30日まで」に変更する。

提案理由

横浜ベイブリッジ歩行者道について、路線名及び料金の徴収期間 を変更したいので、道路整備特別措置法第18条第4項の規定により 提案する。 市第30号

参考

許可書(昭和61年11月5日建設省神道有発第15号)における許可事項(抜粋)

- 1 路線名及び工事の区間
 - イ 路線名 市道生麦方面スカイ・ウォーク (ロ、ハ、2から6まで省略)
- 7 料金の徴収期間 供用開始の日から25年間 (8省略)

道路整備特別措置法(抜粋)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

- 第18条 道路管理者(都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。次項及び第4項において同じ。)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあっては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - (1) 路線名及び工事の区間
 - (2) 工事方法及び工事予算
 - (3) 工事の着手及び完成の予定年月日

- (4) 収支予算の明細
- (5) 料金
- (6) 料金の徴収期間 (第3項省略)
- 4 第1項の許可を受けた道路管理者(以下「有料道路管理者」という。)は、同項の許可を受けた後、第2項第1号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上国土交通大臣の許可を受け、同項第2号に掲げる事項を変更しようとするとき(同項第1号、第5号又は第6号に掲げる事項を併せて変更しようとするときを除く。)は国土交通大臣に協議しなければならない。

(第5項及び第6項省略)